十一　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立光明寮	(1)　（略）	（略）
	(2)～(4)　（略）	一
	(5)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士及び管理栄養士	
	(6)　（略）	
十二　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	(1)～(7)　（略）	（略）
	(8)　（略）	一
	(9)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士及び管理栄養士	
	(10)　（略）	
十三～二十二　（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九五

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後		
別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係） イ～ヲ　（略） ワ　医療職俸給表(二)初任給基準表		
職種	学歴免許等	初任給
（略）	（略）	（略）
栄養管理栄養士	大学卒	2級1号俸
衛生検査技師	短大卒	1級11号俸

改正前		
別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係） イ～ヲ　（略） ワ　医療職俸給表(二)初任給基準表		
職種	学歴免許等	初任給
（略）	（略）	（略）
栄養士（新設）	大学卒	2級1号俸
衛生検査技師	短大卒	1級11号俸